

# 山梨県公報

第二千六百十九号

平成二十八年

七月七日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始……………六四一  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六四一

### 公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六四一  
○農用地利用配分計画の認可の申請……………六四二  
○土地改良区役員の退任及び就任……………六四三  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六四四  
教育委員会  
○山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員……………六四五

## 告示

### 山梨県告示第二千四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	韮崎市藤井町北下條字宮木六二六番一地从先から 韮崎市藤井町駒井字宮ノ前一六九七番一地从先まで	一四五・八	平成二十八年七月七日

### 山梨県告示第二千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月七日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定の年月日  
平成二十八年六月三十日
- 指定道路の位置  
甲斐市大下条字泉尻四百六十番四、四百六十一番二
- 指定道路の幅員  
最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 指定道路の延長  
二十四・〇メートル

## 公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月七日

山梨県知事 後藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター  
2 代表者の氏名 飯室元邦  
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目十三番二号  
4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・児童などの社会的弱者に對して、地域の見守り安心安全に関する事業のサポートを行い、安心安全な社会を創り福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十八年六月三十日から同年八月二十九日まで

● 農用地利用配分計画の認可の申請  
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

借借権の設定等を受ける者		借借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字久根ノ内二千九百六十一番外三筆	二、〇一八
関口 文彦	山梨市	山梨市江曾原字姥窪六百三十八番一外七筆	一、九三八
水野 レオ	山梨市	山梨市江曾原字上江曾原四十一番外五筆	一、四三八
横森 公夫	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字西ノ田四千三百三十七番外一筆	三、一八九
ムニルオゲル ハカン	南アルプス市	南アルプス市藤田字殿田八百五十一番一外一筆	二、八二六
手塚 修平	南アルプス市	南アルプス市西野字東原	二、二三六

早川 重男	甲州市	甲州市塩山小屋敷字松葉	三、五三八
三浦 誠	甲州市	甲州市塩山竹森字乙木田千七百五十六番	一、八三二
前田 浩一郎	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字五反田千七百九十番外一筆	一、九二九
三枝 猛	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字宮ノ下五百四十九番一外一筆	一、二五四
五味 進	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字樋下三百四十一番	八一
内田 幹彦	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字赤坂千七百四十四番一外一筆	一、〇九九
上野原ゆうきの輪合同会社	上野原市	上野原市鶴川字間々垣外八百七十三番	五五五
浅川 精	北杜市	北杜市大泉町西井出字寺所百六十九番	九六三
農事組合法人 いずみそば組 合	北杜市	北杜市大泉町谷戸字金生九番	七二六
瀬戸 義和	北杜市	北杜市大泉町谷戸字西田千八百六十七番一	五一八
		北杜市小淵沢町字大久保八千三百九十二番三	一、五九三
		千五百八十八番一	

株式会社オル タナ	東京都世田谷区	田八百八十六番外二筆
武井 正征	中巨摩郡昭和町	甲州市勝沼町勝沼字道下 三千三百十七番一外五筆
	中央市西花輪字村前九百 九十九番一外一筆	二、二七五
	三、三四六	七、四〇七

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室

2 期間

この公告の日から平成二十八年七月二十一日までの山梨県の休日を定める条例  
(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十八年七月二十一日

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、下山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十八年七月七日

一 退任

山梨県知事 後藤 齋

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	川窪 二郎	南巨摩郡身延町下山八千七百七十二番地	平成二十八年三月三十一日
同	望月 五夫	南巨摩郡身延町下山千八百七十一番地	同
同	松村 徳八	南巨摩郡身延町下山二千四百三十二番地一	同
同	松木 力	南巨摩郡身延町下山二千三百四十一番地	同
同	望月 孝之	南巨摩郡身延町下山九千二百九十四番地	同
同	山梨 信雄	南巨摩郡身延町下山八千八百八十四番地	同
同	服部 博文	南巨摩郡身延町下山五千二百四十一番地一	同
同	望月 文子	南巨摩郡身延町下山五千九百四十九番地	同
監事	伊藤 隆利	南巨摩郡身延町下山九千二百八十四番地	同
同	石川今朝良	南巨摩郡身延町下山八千九百三十三番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	松木 和彦	南巨摩郡身延町下山九千二百二十五番地	平成二十八年四月一日
同	深沢 一宝	南巨摩郡身延町下山千八百八十六番地	同
同	望月 洋	南巨摩郡身延町下山九千二百九十六番地	同
同	伯耆 勝	南巨摩郡身延町下山五千九百七十一番地	同
同	望月 主計	南巨摩郡身延町下山二千四百九十三番地	同
同	依田 亮一	南巨摩郡身延町下山二千三百七十六番地	同
同	松木 佳貴	南巨摩郡身延町下山八千八百二十七番地	同
同	遠藤 和廣	南巨摩郡身延町下山二千五百十五番地	同
監事	川窪 二郎	南巨摩郡身延町下山八千七百七十二番地	同
同	望月 五夫	南巨摩郡身延町下山千八百七十七	同

十四番地

一番地

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十八年七月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市境川町前間田字新畑八百九十三の二の一部並びに字東原九百六十六の五及び九百七十三の五並びに八代町米倉字上ノ平二千八十五の一、二千八十五の二十三、二千八十五の二十六、二千八十五の四十、二千八十五の八十一の一部、二千八十五の百十八、二千八十五の百十九の一部、二千八十五の百二十、二千八十五の百三十六、二千八十五の百三十七、二千八十五の百三十九、二千八十五の百四十、二千八十五の百四十一、二千八十五の百四十二、二千八十五の百四十三、二千八十五の百四十四、二千八十五の百四十五、二千八十五の百四十六、二千八十五の百四十七、二千八十五の百四十八、二千八十五の百四十九、二千八十五の百五十、二千八十五の百五十一、二千八十五の百五十二、二千八十五の百五十三、二千八十五の百五十四、二千八十五の百五十五、二千八十五の百五十六、二千八十五の百五十七、二千八十五の百五十八、二千八十五の百五十九、二千八十五の百六十、二千八十五の百六十一、二千八十五の百六十二、二千八十五の百六十三、二千八十五の百六十四、二千八十五の百六十五、二千八十五の百六十六、二千八十五の百六十七、二千八十五の百六十八の一部、二千七百七十二の二、二千七百七十二の三、二千七百七十四の二、二千七百七十四の三及び道の一部の地域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝公園二丁目四番一号 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機

構 鉄道建設本部 東京支社長 林 淳  
 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柘植康英

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十八年七月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 甲州市塩山上於曾字下松七百九十七の一部、七百九十八の七及び八百二十七並びに字油免八百五十二の一部、八百五十四の六、八百五十五の六、八百五十八の二の一部、八百六十六の三、八百六十七の四、八百七十四の六、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野寛二

## 教育委員会

● 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員  
 平成二十九年山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十八年七月七日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

守

平成二十九年山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員

（定時制課程）

甲府工業	学 校 名	建 築 科	学 科 名	定 員	計
				三〇	
					三〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番